令和3年4月26日

第148回 遠野市農業委員会総会議事録

第148回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和3年4月14日

告 示 番 号 遠野市農業委員会告示第6号

会議年月日 令和3年4月26日

会議の場所 遠野市役所本庁舎大会議室

出席委員 1番田中ナオ子、2番菅田ツヤ子、3番多田靖志、4番藤田優一、

6番 古屋敷德夫、7番 綱木秀治、8番 菊池久康、9番 菊池靖、

10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、12番 佐々木義弘、13番 佐々木泰文、

14番 奥寺晴夫、15番 多田登、16番 小向幸子、17番 河内克倫、

18番 奥友康悦、19番 千葉勝義

欠席委員 5番菊池秀樹

会議に出席した職員 事務局長 高橋隆悦

事務局次長兼

農業振興係長 菊 池 今 英

農 地 係 長 多 田 由香子

本日の案件 第148回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について

報告第4号 農地専門委員会に付議した事項について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に 対する可否決定について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す る可否決定について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定 について

議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

協議第1号 菜の花、エゴマの活動について

協議第2号 令和3年度「農地の日」の活動について

開会時刻 午後1時30分

議

大変ご苦労様でございます。ただいまから総会を進めてまいりますが、開会宣言を する前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を6番、古 屋敷徳夫委員にお願いします。

(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)

【会議成立宣言】

議 長

本日の出席委員は17名であります。定足数に達しましたので、第148回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。5番、菊池秀樹委員からは欠席の届出があり、10番、鈴木重徳委員からは遅れる旨の届出があり、これを了承したので報告します。

【会長報告】

議 長

会長として出席いたしました会議等の内容について、報告いたします。経過報告書 をご覧いただきたいと思います。

- 3月31日、退職者辞令交付式に参加してございます。
- 4月 1日、定期人事異動に伴う辞令交付式に参加してございます。
- 4月20日、遠野市農林水産振興協議会会計監査に出席してございます。
- 4月23日、令和3年度遠野市農林水産振興協議会総会に参加して、第3次遠野市農林水産振興ビジョンの作成が決定となってございます。
- 4月26日、遠野市農業再生協議会令和2年度決算に係る会計監査に参加してございます。

以上です。

【事務事業経過報告】

議長

今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。

事務局長

事業経過報告書をご覧ください。

- 4月12日、農地法等申請締切日でした。
- 4月16日、農地転用等現地確認調査を行いました。
- 4月19日、農地転用等現地確認調査を行いました。午後には、令和3年度第1回農地専門委員会を開催いたしました。
 - 4月22日、令和3年度第1回遠野市農業委員会運営委員会を開催しました。
- 4月26日、本日、第148回遠野市農業委員会総会、令和3年度第1回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会を開催します。
 - 4月27日以降の主な行事予定です。
 - 4月28日、農地あっせん委員会。
 - 5月10日、農地法等申請締切日。
 - 5月14日、農地転用等現地確認調查。
 - 5月19日、市町村農業委員会会長・事務局長研修会及び会議。
 - 5月20日、遠野市農業再生協議会通常総会。
 - 5月21日、令和3年度第2回遠野市農業委員会運営委員会。
- 5月25日、第149回遠野市農業委員会総会。当日、全国農業委員会会長大会がWeb配信により開催となっております。同時刻に総会開催予定ですので、記載のとおり、6月1日以降の全国農業会議所、農業委員・推進委員ポータルサイトにより視聴する予定としております。
- 6月上旬、令和3年度第1回女性農業委員・農地利用最適化推進委員業務検討会を 開催いたします。

報告は以上です。

【報告事項】

議 長

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、 事務局にその内容を説明いたさせます。

事務局長

1ページから2ページです。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。件数は6件です。

内容は、備考欄に記載のとおり、権利者死亡により取得者が農地を相続したものです。すべて子が相続するものです。今後については、番号1番は未定。2番は耕作。3番は耕作及び一部貸付。4番は貸付。5番は未定及び一部貸付。6番は貸付となっております。

報告は以上です。

議 長

ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

議長

質疑なしと認め質疑を終結いたします。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を 説明いたさせます。

事務局長

3ページです。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地または採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は2件です。

番号1番、今までは亡くなられた通知者の父と契約していましたが、新たに通知者と契約するため解約するものです。なお、議案第1号1番で改めて使用収益権設定許可申請を提示したいと思いますので、この後ご審議いただきます。

番号2番、借人へ贈与するため解約するものです。

報告は以上です。

議 長

ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

議長

質疑なしと認め質疑を終結いたします。

報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。

事務局長

4ページです。報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものです。件数は5件です。

番号1番、畦畔除去し、牧草地として使用していくものです。一部、市の耕作放棄 地再生事業を活用して再生した場所であります。

番号2番、盛土し段差を解消するものです。

番号3番、畦畔除去し、進入路を集約し、作業効率の向上を図るものです。

番号4番、盛土し段差を解消するものです。

番号5番、通作路を拡幅し、作業効率の向上を図るものです。

1番と5番はすでに実施しており事後の報告であります。その他3件の施工時期、 委託施工業者等は記載のとおりです。

報告は以上です。

議 長

ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長

質疑なしと認め質疑を終結いたします。

報告第4号、農地専門委員会に付議した事項について報告します。①菜の花・エゴマの活動、②「農地の日」の活動、③農地パトロールの事前調査の3点について、令和3年4月19日に開催した令和3年度第1回農地専門委員会で協議した結果について、佐々木義弘委員長から報告を受けましたので私の方から総会への報告をいたします。

1点目、菜の花・エゴマの活動については、今年度の「事業計画」に示したとおり遊休農地解消方策の「PR活動」として位置づけて、遠野緑峰高校との連携活動を含めて前年度に引き続き有志で作業を行っていく。また、活動の広がりとして、各地区においても作業が可能な遊休農地へ波及させていくこととした。

2点目、県内の農業委員会が一斉に取り組む「農地の日の活動」については、今年度も7月の総会開催日の「出発式」開催と11月の「農地相談会」開催に取り組むこととした。なお、「農地相談会」については、農家の皆さんが参加しやすいように工夫して開催することとした。

3点目、農地パトロールの実施に当たっては今年度も各地区で事前調査を実施し、 事務局との調整を行って、7月、8月の本番で調査する農地を選定していくことを確認した、とのことでした。

以上の内容は本総会で協議の上、総会後の「検討会」において各地区でエゴマ・菜の花の取り組み、農地相談会の開催曜日や時間帯など、詳細をご協議いただくこととしておりますのでよろしくお願いします。

以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて報告といたします。 農地専門委員会の皆様ご苦労様でした。

次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己または同居する親族もしく は配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっており ますので審議には退席を願います。

【日程第1】

議 長

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長

ご異議なしと認め議事録署名人に7番、綱木秀治委員、8番、菊池久康委員、会議 書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。

次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。

農地係長

5ページ、6ページです。第148回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。

法第3条、今月計9件、49,496 m²。

利用集積、今月計 15 件、83,778 m²。

法第4条、今月は申請ございませんでした。

法第5条、今月計2件、342 m2。

適用外、今月計2件、247 m2。

法第 18 条第 6 項、今月計 2 件、6,399 ㎡。

以上でございます。

【日程第2】

議 長

日程第2、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。

農地係長

7ページです。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。

番号1番、借人と貸人の父はこれまで農地法3条で賃貸借しておりましたが、貸人の父が死亡したことによりこの貸人と新たに契約するものです。

番号2番、貸人と借人はこれまで基盤法で貸借していましたが、期間満了により、 農地法3条で貸し借りするものです。

以上2件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。

推進委員

●●地区推進委員の昆です。今月 16 日午後 11 時半より、農業委員 2 名、推進委員 1 名、事務局 3 名で現地確認を行いました。場所は■■■より西に約 500mのところに ある畑でございます。今回は更新みたいな形で、管理状態も大変良く、何も問題ないと思います。

議 長

●●地区担当推進委員、お願いします。

推進委員

●●地区推進委員の菊池勝です。16日に事務局3名、農業委員2名、推進委員2名、 計7名で現地確認いたしました。この場所は●●の■■■付近にありまして、以前から草地として利用したところですが、それを借りて引き続き草地で利用するということですので問題ありません。

議長

ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

14 番委員

1番ですけれども、農地の借り受けが●●●●●●●ということですが、この畑は畑として活用しているということですか。

農地係長

お答えいたします。この土地はブドウを作付けしておりまして、畑として利用しております。

議長

14番、奥寺委員、よろしいですか。

14 番委員

はい。

議 長

その他。

17 番委員

1番について、非営利法人ということですが、基本的なところで限定された活動をする団体だと認識はしているのですけれども、そもそもどのような形で届出されていて、現状等、もう少し詳しく、この場所だけではなくてもう少し詳しい状況がおわかりであればお伝えもらえればと思います。

農地係長

お答えいたします。借人につきましては、定款及び団体の登記事項証明書において 業務の中の一つに農林水産物の生産、加工及び販売事業というものが記されておりま して、農地所有適格法人ではありませんが解除条件付きの3条で貸し借りをしており まして、期間満了により更新するものであります。

説明は以上です。

議 長

17番、河内委員、よろしいですか。

17 番委員

はい、ありがとうございます。

議長

その他、質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長

質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり「可」と決しました。

【日程第3】

議 長

日程第3、議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。

農地係長

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。

番号1番、妻から夫への生前一括贈与になります。

番号2番、譲渡人は相続財産整理のため譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。

番号3番、譲渡人は県外に居住し耕作できないことから譲り渡すものであります。 譲受人は申請地が自宅の隣地であり耕作の便が良いことから、譲渡人の要請により譲 り受けるものです。

番号4番、譲受人は申請地が自己所有農地に隣接しており、耕作の利便性の向上を図るため、要請し譲り受けるものです。

番号5番、両者はこれまで貸借しておりましたが、譲渡人からの要請により売買で譲り受けるものです。

番号6番、両者はこれまで基盤法で貸借しておりましたが、譲渡人からの要請により贈与で譲り受けるものです。

番号7番、申請地は現在基盤整備予定地でありまして、譲渡人が市外に居住し耕作できないことから譲渡人からの要請により譲り受けるものです。

以上7件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。

推進委員

●●担当の菊池勝です。2番と3番、一緒に説明しますけれども、●●●●から100mくらいの土地で住宅地になっております。道路をはさんで向かい同士の土地になりますけれども、住宅の裏側、住宅と住宅の間の土地になるわけですけれども、自己管理でやっているということなので問題ありません。

議 長

●●地区担当推進委員、お願いします。

推進委員

●●地区推進委員の菊池日出夫です。 4月 16 日 10 時から現地確認いたしました。 農業委員 2名、推進委員 2名、事務局 3名で実施しました。

4番ですけれども、■■■号線の■■方面にございまして、左側に●●●●の車庫で道路向いになっております。今は畑になっておりますけれども 76 ㎡の三角の土地になっておりまして、譲受人の隣接する場所にあるということで、作業上欲しい土地だということで譲り受けるものであります。

5番ですが、■■方面に向かって●●●●●●●がありますけれども、その後ろ、 線路の向こう側になっております。現在草地になっておりまして、既にお互いの賃借 が成立しておりまして、畑が隣接しているということから、譲渡人の希望によって売 り渡したいということで売り渡すものであります。譲受人は認定農業者でもあります し土地の管理もされているということから問題ないと思います。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

推進委員

●●地区推進委員の多田です。16 日午後2時15分、農業委員1名、推進委員2名、事務局3名で現地確認してまいりました。場所は■■■の東側150mくらい手前でありますが、譲受人の自宅の真横に位置しております。譲受人が譲り受けた田も含めまして1町1反ほど作付けしておりまして、何ら問題ないと考えております。

議 長 ●●●地区担当推進委員、お願いします。

推 進 委 員 ●●●地区推進委員の佐々木です。4月 19 日午前 9 時 20 分から農業委員 1 名、推 進委員 2 名、事務局 3 名で現地を確認してまいりました。今回購入した方は農業をしている方なので何ら問題ないと思います。

議 長 ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。 質問ございませんか。

10番委員 10番、鈴木です。2番と3番の件ですけれども、2番3番それぞれどの辺に田があるのか教えてください。田となっていますけれども、水路がちゃんとあっていつでもできるような状態なのかをお教え願います。

農地係長 お答えいたします。2番の場所については■■■の後ろ側、住宅に挟まれた長細い 農地でありまして、土地台帳上の現況は田になっていますけれども今現在は自己保全 管理ということになっておりました。譲受人も牧草、自己保全管理するということで 取得するものであります。番号3番につきましては番号2番の農地の道路向いで、同じく■■■■の後ろになります。これにつきましても現在は休耕地という形になって おりましたが、譲受人が畑として耕作するということで確認しております。以上です。

10番委員 水路は。

農地係長 水路については、申請の時点で畑としての利用ということでしたので確認しておりません。

10番委員 私は■■■■■■■の役員をしていまして、ちゃんと水路があっての賦課金になりますから現状はどうなのかなと思って質問しました。

議 長 暫時休憩します。

(休憩)

議 長 会議を再開します。 10番、鈴木委員、よろしいですか。

10 番委員 はい。

議 長 その他、質疑ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第2号は原案のと おり「可」とすることにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり「可」と決しました。

【日程第4】

事務局次長

議 長 日程第4、議案第3号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。 事務局に説明をいたさせます。

10 ページから 12 ページです。議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてです。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき遠野市長より提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は15件で、利用権設定の新規が8件、更新が7件となっております。なお、新規の内2件が集積計画一括方式による中間管理権の設定、契約期間10年となっております。

10ページ、全4件の内、番号3番と4番の2件が新規の契約で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。

11ページ、全6件の内、番号6番、7番、10番の3件が新規の契約です。

12 ページ、全5件の内、番号 11 番、13 番、15 番の 3 件が新規の契約です。14 番は 更新で、さかのぼりますが 4 月 1 日から 5 年間の契約となっております。

申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号 13 番について質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 会議を再開いたします。番号 13 番を除く 14 件について質疑ございませんか。

17番委員 7番について確認します。7番の賃借する土地については草地、牧草ということなのですけれども、間違いないか確認お願いします。

事務局次長 お答えいたします。利用権設定関係の書類上、利用内容は牧草と記載になっております。

議 長 よろしいですか。

17 番委員

長

あくまでも確認の意味でした。畜産関係の農家ではないと認識しておりましたので。 構わなければそのままで、特に私は何もないのですけれども。

議

その他質疑ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

議 長

質疑なしと認め質疑を終結いたします。 暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長

会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第3号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり「可」と決しました。 暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長

会議を再開いたします。

【日程第5】

議長

日程第5、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。

農地係長

13ページです。議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。

番号1番、一般個人住宅の建築を目的とする転用であります。申請人は、現在県外で暮らす両親を遠野に移住させるため申請地を購入し、両親の住宅を新築しようとするものです。申請地は休耕田でありますが、申請人の自宅に近く市道に接し生活の利便が良いことから、適地として選定したものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地で第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可しうるものです。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。

番号2番、自宅への出入口拡張を目的とする転用です。申請人は、自宅から市道への出入口が狭く不便であるため、申請地を購入し出入口を拡張しようとするものです。申請地は出入口に隣接する田と畑であり第1種農地と判断されるものですが、既存集落に接続して設置されるものであり、第1種農地の不許可の例外である集落接続に該当することから、許可できるものと判断しました。事業費につきましては自己資金で確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。また、現地確認により周辺農地への影響がないことも確認しております。

以上2件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと 判断されるものです。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。

推進委員

●●地区推進委員の菊池勝です。16日に事務局3名、農業委員2名、推進委員2名 で現地確認しました。場所は■■■■■■■の交差点に■■■■■■■があるのです が、その裏手にあたります。そこ全体が住宅地であって、住宅と住宅の間の一角に建てるということですので問題ありません。

議長

●●●地区担当推進委員、お願いします。

推進委員

4月19日9時20分から農業委員1名、推進委員2名、事務局3名で現地を確認してまいりました。市道と自宅の道路の角度がきつく、左折するには何度も切り返さなければいけないため、近くの交差点まで進んでから方向転換をしていました。今回方向転換の不便を解消するため自宅東側の農地を道路として譲り受けるものです。以上です。

議 長

ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので、これより質 疑に入ります。質疑ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

議 長

質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第4号は原案のと おり「可」とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり「可」と決しました。

【日程第6】

議

長

日程第6、議案第5号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程 いたします。事務局に説明をいたさせます。

農地係長

14ページです。議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものです。

番号1番、申請人の亡養父が昭和52年に自宅の隣に小屋を建築し、現在に至ってしまったものです。今回、住宅を売買したいと考えており、土地を確認したところ、農地であることが判明したものです。当時、亡養父が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。

番号2番、申請人の亡母が亡●●●●●さんに土地を譲渡する約束をし、昭和60年に亡●●●●さんが物置を建築し、現在に至ってしまったものです。今回、この土地が亡●●●●さん名義になっていないことが判明したので適用外証明が出されたものです。当時、申請人の亡母が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。

以上2件につきましてご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。

推進委員

●●地区推進委員の小向です。4月16日、農業委員2名、推進委員3名、事務局3名で現地確認をしました。場所は●●●地区と●●、■■■■■■の道路向いです。2件とも20年以上建物がこの場所に建っていることで、適用外と確認しました。以上です。

議 長

ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので、これより質 疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議

長

質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第5号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり「可」と決しました。

【協議事項】

議長

次に協議第1号、「菜の花、エゴマの活動について」協議いたします。事務局にその 内容を説明いたさせます。

事務局次長

協議第1号、菜の花、エゴマの活動についてです。資料をご覧いただきたいと思います。4月19日に開催されました農地専門委員会でご協議いただいて、本総会でご協議をお願いするものです。

菜の花、エゴマにつきましては、1番に記載のとおりこれまで活動してきたものですが、平成23年から26年にかけては菜の花、平成28年にエゴマの試験栽培に取り組んで、平成29年から女性委員を中心とした有志ということでエゴマ油を販売しております。平成30年度、令和元年度になりましてからは、新体制になったころ、農業委員会の活動として農地専門員会、総会等で確認をして、作業は有志で行っていきましょうということで、活動をしてまいっております。そして、昨年度からは遠野緑峰高校との連携ということで広がりを持ってきているところです。

2番が令和3年度の活動ということでご提案ですけれども、今年度の事業計画の方にこの活動を遊休農地解消方策のPR活動と位置づけをしまして、遠野緑峰高校と土淵ほ場でのエゴマ栽培は前年に引き続き農業委員会有志で作業を行っていく、菜の花についても同様です。広がりを持って活動していきたいということで、各地区で菜の花とかエゴマとか、菜の花の種とかは奥寺委員から種の提供はできますよというお話はありますので、荒らしておくよりはここに菜の花を植えたらということで自らやっている部分もあるでしょうし、農家にすすめる部分もあると思います。推進班の方でご検討いただいて広げていきたいということで、波及させていくということのご提案でございます。

ご協議よろしくお願いいたします。

議長

説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長

提案のとおりでよろしいですか。それでは質疑なしと認め質疑を終結いたします。 協議第1号、「菜の花、エゴマの活動について」は提案のとおりとすることといたしま す

次に協議第2号、「令和3年度「農地の日」の活動について」協議いたします。事務 局にその内容を説明いたさせます。

事務局次長

協議第2号、令和3年度「農地の日」の活動についてです。資料をご覧いただきたいと思います。

毎年度取り組んでいることになりますけれども、趣旨として記載しておりますけれども、7月15日を農地の日として、この日を中心に県内の農業委員会が「1委員会1企画」の考えのもとで一斉に取り組むということで現在にいたっております。

2番に今までの活動内容を記載しております。平成25年度から昨年まで、このような形で取り組んでおります。昨年度は農地パトロール出発式と農地相談会ということでありました。

資料めくっていただきまして、今年度の活動計画案になります。内容は昨年度と同様のものとしております。出発式、この日にのぼりの掲示も行うということで、7月

27日午前中から総会に先立ってあえりあ遠野中ホールで出発式を行います。あと市内でのぼりの掲示ということで、推進班に配布しているものを活用して各地区での活動となります。

それからもう1点、これも11月に開催しているということで平成29年度から取り組みを始めておりますけれども、農地相談会。11月2日から9日という予定で記載しております。開催場所は各地区センター及び宮守総合支所で予定をしております。農地専門委員会でこの部分協議していただいた中で出た話でありますけれども、今まで午後1時半から3時半という時間帯で開催しておりましたけれども、この時間帯を例えば夜にした方が農業者の方々が来やすいのではないかなとか、それから土曜日、日曜日に開催してみたらどうかなという意見もありました。詳細につきましてはこの後の検討会で各班で話し合っていただいて、ご意見をいただいて、実施する予定で行きたいと考えております。

以上、令和3年度の実施計画をご提案いたします。ご協議よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

3 番 委 員 農地パトロールの農地リストの作成をするにあたって、最初の年に地図をいただいてそれをたたき台にしてリストを作った経緯があるのですが、新しく委員さんも出てきたわけですのでそういったリストを作りやすいような地図の配布などはあるのかどうか。ちょっとその辺を。

事務局次長 運営委員会の中でもちょっとその辺の話はありまして、地図につきまして、最新の 非農地判定とかそういう情報を網羅した地図とか、あとはちょっと広がりをもたせて 中山間とか多面的の情報もあるといいなというお話をいただいております。それで農 林課の方で地図を作製していただいていましたので打ち合わせはしていましたけれど も、ちょっと日程的に間に合えば、提供するように進めて行きたいと思います。もし かしたら難しいかもしれませんがちょっと農林課と打ち合わせしながら、できれば間 に合わせるような形で進めたいと思います。

議 長 3番、多田委員、よろしいですか。

3 番 委 員 \mid あの、どうなりそうなのですか。

議 長 暫時休憩します。

(休憩)

議 長 会議を再開します。

事務局次長 間に合わせるようには進めたいと思っていますが完全にお約束できるかというとちょっと自信がないので、努力はしておきます。

3 番 委 員 わかりました。

議 長 間に合わせるように頑張りたいということですね。よろしくお願いします。

1 番 委 員 昨年までの地図があると思うのですが、解消した部分は解消した部分であると思う ので、無理だったらそれを活用していくというのもあるのではないでしょうか。

3 番 委 員 できれば新しく。

1 番 委 員 でも、できないと。

3 番 委 員 いいですか。雑談みたいになりますけれども。

議 長 暫時休憩します。

(休憩)

議 長 会議を再開いたします。 その他、質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第2号「令和3年度「農地の日」の活動について」は提案のとおりとすることといたします。

【その他】

議 長 その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。

14番委員 14番、奥寺です。例えばの話ですけれども、今日の議案第4号で案件を説明している中で、推進委員の方に現状を説明していただいているわけですけれども、実際現地確認のときには事務局の説明できちんとやっていると思いますが、例えば農地に建物を建てるようなときに周辺の日陰の問題とか、排水とか、そういったことを考慮しての見方をしているわけですが、きちんとしているとは思いますが、そういった説明は敢えて会議には出ませんけれども、きちんとやっているということで確認をお願いしたいと思います。それから、備考の部分に都市計画法上の用地とか専門的な話がありますけれども、私は10年以上農業委員をやっていますけれどもそれでも分からないことがあって、携わったときに分かったということもあります。例えば畑に住宅が建つ、これは許可になるときとならないときがあるということが分かったんですね。周辺に宅地があって100m以内だったらOKでそれ以外はだめだとか、ここ1年くらいで分かったんですよ。そういったことがありますので、事務局はそういう情報を持っていると思います。

議 長 暫時休憩します。

(休憩)

議 長 会議を再開します。

農地係長 お答えいたします。確かに農地が第何種農地とか、農地がどのような農地でその許可がどういう農地であればできるのかできないのか、という説明は今まで不十分だったなと反省はしております。それで、今日の最適化推進検討会が終了いたしましてから、新しい農業委員さん、推進委員さんになられましたので、確認の意味で農地の貸し借り、売買する場合の注意事項等をご説明させていただきたいと思っておりましたので、その時の資料に今回奥寺委員がおっしゃった分かりやすい資料を添付させていただきたいと思います。説明についてはそのときに行わせていただきますのでよろしくお願いいたします

議 長 検討会終了後に説明をしたいと思いますので、奥寺委員、よろしいですか。

14番委員 はい。

議 長 その他、委員の皆様からご意見等ございませんか。

4 番 委 員

総会の議案の資料といいますか、紙ベースでやっておりますけれども、議会もそうなのでしょうけれども紙ベースですべてやっていますが、全国農業新聞を見ていると紙ベースのものをタブレット化してその画面を見て総会を進めているというようなことでしたので、議会もそうですけれども農業委員会も紙ベースの資料について今どうなっているのか聞きたいです。

事務局長

今おっしゃられたように議会の方ではタブレットの検討会を進めているようです。 そちらの方は今どうなっているのか分からないですけれども、農業委員会に関しましてはまだそういった議論は行われておりません。

4 番 委 員

時代の流れから行くと運営委員会等で協議を始めて行けば、と思いますし、現地確認の場所とかもタブレットで示して見るとかすると推進委員が話している内容を確認するとかもできるのではないかと思います。ぜひ検討していただきたいし、農業委員や事務局の負担になるとは思うのですけれども、進めていってもらえたらと思います。

その件に関しては、運営委員会で検討させていただくことでよろしいですか。

議長

はい。

4 番 委 員

その他、委員の皆様からございませんか。

申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長

[「なし」と呼ぶ者あり]

事務局からございますか。

議 長

事務局次長

事務局からは活動報告書の関係になります。今回委員の皆様に封筒に入れまして、農業委員の皆さんですけれども、活動報告書の用紙をお配りしております。5月分の用紙になりますのでこれからの分ですけれどもよろしくお願いいたします。お願いがありまして3月2日から31日までの分ですね、何名か提出していただきたい方がいらっしゃいますので、お名前を申し上げたりはしませんけれども今週中にご提出をお願いしたいと思います。岩手県農業会議への報告時期が間もなくまいりますので今週いっぱいということで、それ以前のものは皆さんにご提出いただいておりますので感謝

議長

それでは、活動報告書未提出の方は今週中に事務局の方に提出をよろしくお願いし 長 ます。

その他は。

ありません。

事務局次長

それでは、検討会がこの後3時からございます。

議長

【閉会】

議長

以上をもちまして、第 148 回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦労様でした。

午後2時45分閉会

令	和年	月	日						
遠	野	市	農	業	委	員	番		
			同				番		
遠	野市	農	業委	員	会 会	長			